

小浜フリート運営及び管理細則

2014. 04. 20

(名称)

第1条 この団体は、小浜フリートという。

(目的)

第2条 この細則は小浜フリートの秩序ある運営管理を行うことを目的とする。

(艇代表者会義)

第3条 第2条の目的を達するため、艇代表者の総意を求める場として小浜フリート艇代表者会議を開催する。

2. 会議は年1回開催を原則とするが、必要のある場合には随時開催されるものとする。
3. 会議への出席資格は艇の代表者とする。

(常任委員会)

第4条 第2条の目的を達するため業務を執行する機関として常任委員会を設ける。

2. 常任委員の定員は 9名とする。
3. 常任委員の任期は 3年とする。
4. 常任委員の選出は、艇代表者会議において選出するものとする。

(常任委員の職務)

第5条 常任委員会は、小浜フリート内においては港湾法及び県条例等を遵守し、小浜フリートを運営、管理する。

2. 小浜フリートに所属する艇の安全に関して、港内の航行、停泊に関する規制、泊地の運用及び艇の繋留に関する技術的基準を定め、もってフリートの安全を維持するものとする。
3. 各艇の協会への登録事項に変更が生じた場合、又は変更が生じたと認められる場合は、速やかに、協会総務担当理事に連絡するものとする。
4. 新規艇の繋留希望者については、船艇登録規則等所定の手続きを指導し、協会理事会の承認を得た艇について、繋留の日時、場所等について協議に応じるものとする。
5. 関係機関（七ヶ浜町、関係漁業協同組合、宮城県（教委、港湾））から指示、協議申し入れ等を受けたとき、又は協議、申し入れ、陳情等を行うときは協会泊地委員会と事前に協議しなければならない。

(フリート常任委員長及び副委員長)

第6条 フリート常任委員長の定員は 1名とする。

2. フリート常任副委員長の定員は 2名とする。
3. フリート常任委員長及び副委員長をフリート三役とする。
4. フリート三役により決定された事柄を委員会の決定事項とする場合がある。但しその場合速やかに各委員に周知し過半数の承認を得ることとする。

(フリート常任委員長の職務)

第7条削除

(予算)

第8条 フリートの運営及び管理を実行するため、小浜フリートに所属する各艇から下記の額を徴収する。またフリート予算は、フリート運営協力費、上架料、新規繫留艇負担金、施設使用料等で構成するものとする。またこれらは年度途中での脱退があっても返金はないものとする。

2. 小浜フリート運営協力費

a) 艇代表者：艇の大きさに関わらず一律36,000円

b) 利用団体：1団体あたり一律20,000円。また団体会員には事務所の清掃等の奉仕活動を課する。

c) 小浜フレンド：1名あたり2,000円

3. フリート運営協力費は毎年 4月末日迄にその全額を納入するものとする。

4. 協会、小浜フリート、マリンVHFの経費負担割合は別表-1にて行う。

5. 各種団体の競技、イベント等の不定期な小浜施設の使用の際は予め常任委員会の許可を得るとともに施設使用料として1人1日あたり200円を事前に納入すること。また使用者には事務所の清掃等の奉仕活動を課する。

6. 小浜フリート登録艇以外の艇がゲストバースを利用する場合、委員会に承認を得た上で1,000円/日を支払う。(一泊の場合1000円×2日)

但し、小浜フリートへの行事参加、または給水・陸電等を利用しない短時間の係留は無料とする。

(上架)

第9条 上架を希望する艇は、第5項規定の上架料及び第9項クレーン代を事前に納入した上で上架の第3希望日までを明記し常任委員会に申請するものとする

これらの料金の納入が確認されない場合上架の作業を行わないことがある。

2. 申請者は常任委員会の指示に従い定められた日程、方法で上架しなければならない。作業は艇の代表者、代理人もしくは依頼を受けた業者が行う事。

これらの者が不在の場合は作業は行わない。

3. 上架期間は、原則として1回につき15日間とする。但し、正当な理由により常任委員会が認めた場合には期間を延長出来るものとする。

4. 上架作業中及び上架期間中の事故、盗難、火災等の全ての責任は申請者にあり小浜フリート及び手伝いの業者は一切の責任を負わない。

5. 上架料は下記の通りとする。

a) 小浜フリート所属艇：18,000円

b) 上記以外の艇：23,000円

但し、上架期間が15日を超える場合には、上記金額に一日あたり500円を加える。

また、各年度の予算状況により、最高2,000円までの増額が可能とし、その年度毎の金額は、常任委員会にて決定する。

7. 定期(春季)以外の上架

事前に委員会の承認を得ること。

上架料は第5項とし上架日数は他の艇に支障がない限り自由とするが期間についても委員会の承認を得ること。

8. クレーン料金

春季定期上架：1回あたり40ft未満は12,000円、40ft以上は17,000円とする。

春季以外の不定期な上架については委員会では管理しません。業者と調整して下さい。

10. 上架の申請を行った時点で第9条に関して全て同意したものとみなす。

(新規繫留艇負担金)

第10条 新規繫留艇負担金は以下の通りとする。

新規にアンカー等の係留装置が必要な場合は艇の大きさに関わらず一律200,000円とし、栈橋係留等により新規の係留装置が不要な場合は艇の大きさに関わらず一律50,000円とする。

但し、新規艇を繫留するにあたり、既繫留艇の移動などの費用が発生する場合、あるいは、繫留装置の整備に上記金額を越える費用を要する場合、その費用は新規繫留艇が負担するものとする。

(会計報告等)

第11条 予算の執行については、事業計画に基づき常任委員長が執行する。

2. 小浜フリートの決算については、協会の監事が行う監査を受ける。
3. 物品の購入、工事の施工等については適正に処理されなければならない。
4. 会計年度は1月1日から12月31日までとする。

(繫留艇の責任)

第12条 小浜フリートに繫留が承認された艇は次のことを遵守しなければならない。

2. 新規繫留艇は、繫留承認後は、1ヶ月以内に当該艇を指定された泊地に繫留しなければならない。
3. 自艇の安全についてはもとより、影響をおよぼす他の船艇の安全に対しても全ての責任を持たなければならない。
また係留に係る艇の破損等の事故に関して小浜フリートは一切の責任を負わない。
4. 艇の登録事項に変更が生じた場合は、遅滞なく協会及び委員会に届け出なければならない。

(繫留更新の不承認)

第13条 小浜フリートに繫留が承認された艇であっても、繫留開始後つぎの各号の一に該当する行為があった場合、艇代表者会議の議決により繫留を不承認とすることが出来る。

- (1) 第8条に定められたフリート運営及び管理等に関わる諸費用の一部または全部を当年末までに納入されないとき。
- (2) 正当な理由なく泊地に繫留することなく6ヶ月以上放置したとき。
- (3) 艇を泊地に繫留したまま乗員不在の状態に放置したとき。

(4) 第 5条各号によって定められたフリートの安全と秩序をみだし、円滑な運営をさまたげたとき。

2. 前項の規定により、繫留更新の不承認を適用しようとするときは、あらかじめ当該艇に通知をすることにより、当該艇は、不承認の議決をする艇代表者会議において弁明の機会が与えられるものとする。

(諸費用の不返還)

第14条 繫留更新を不承認とされた艇がそれまでに納入した費用及びその他の金品はこれを返還しない。

(細則の変更)

第15条 細則の変更は、小浜フリート艇代表者会議の承認を経なければ変更することが出来ない。

第2項削除

(係留装置の管理)

第16条 係留装置の維持管理は各艇代表者がおこない委員会はこれに関知しない。

(その他)

第17条 栈橋に1日を越えて係留する場合は委員会の承認を得ること。
テンダーのガソリン、トイレトペーパー等の消耗品は各自で補給して下さい。
その場合領収書を委員もしくはファクトリーマリンに渡してその費用を受け取って下さい。

(会員)

第18条 小浜フリートの施設を利用出来る者は以下のとおりとする。

- a) 艇代表者：協会の定款第2章の社員
- b) 利用団体：常任委員会で認められた学生等の団体。
- c) 小浜フレンド：上記以外で各艇代表者の申告もしくは自己申告により常任委員会で認められた者

平成 7年 2月 1日 施行
 平成 9年 9月 1日 一部改正 (繫留更新の不承認)
 平成10年 3月 1日 一部改正 (新規繫留艇の負担金の改訂)
 平成11年 3月 1日 一部改正 (多胴艇の負担金の一部改訂。2倍から1.5倍に変更)
 平成12年 3月 1日 一部改正 (ポンツーンへの繫留)
 平成18年1月7日 一部改正 (予算8-4の追加)
 平成19年2月25日 一部改正 (上架料9-7・8の追加・予算8-5・6の追加)
 平成20年2月24日 一部改定 (9-5-aの変更、 9-5-dの変更)
 平成21年2月28日 第16条追加希望
 平成26年4月18日 7条と第15条第2項を削除、第17条と18条を追加
 一部改訂(下記のとおり)
 第2条・第3条・第5条・第6条・第8条・第9条・第10条・第11条・第12条・第16条

16年までの上架料 30未満8000円 30以上12000円

17年度より

～25 f e e t	8 0 0 0 円
26～29 f e e t	1 0 0 0 0 円
30～33 f e e t	1 2 0 0 0 円
34～37 f e e t	1 4 0 0 0 円
38～ f e e t	1 6 0 0 0 円

17年度	プラス2.000円	21年度	プラス1000円
18年度	プラス1.000円	22年度	プラス1000円
19年度	プラス0円	23年度	プラス1000円
20年度	プラス1.000円		

平成26年度からの上架料

- a) 小浜フリート所属艇：18,000円
- b) 上記以外の艇：23,000円

表－1

名称	MOR C	小浜FT	マリンVHF	その他	
屋外電機	0	0	0	ファクトリー100%	
賃金	Aさん	68%	30%	2%	
	買い物交通費	50%	50%	0	
	Bさん	5万円	5万円		マリンに負担
	Cさん	5万円	5万円		マリンに負担
インターネット	100%				
ゴミ処理	17年度	50%	50%		
	18年度以降		100%		
携帯電話	10%	80%	10%		
ガス	10%	80%	10%		
水道	10%	80%	10%		
くみ取り	10%	80%	10%		
電話6884	10%	80%	10%		
電話6883	80%	10%	10%		
コピー機	80%	10%	10%		
屋内電機	80%	10%	10%		
文具					
灯油					

雇用問題の関係上、黒澤さんの分は、MORCは小浜FTに委託という形式にする。